

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会 大分支部

安全衛生推進者養成講習の開催について(ご案内)

標記講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

講習日	時間	場所	申込受付開始日
7/25(火)～26(水)	1日目 8:50～17:00 2日目 8:50～12:00 (受付 8:30～)	大分職業訓練センター 303号室 (大分市大字下宗方 1035番地1)	6/26(月) 8:30～

※ 規定講習時間を受講した方に修了証が交付されます。遅刻、途中退場、欠席した場合は修了できませんので、ご注意ください。

2 受講料等(税込)

会員・非会員			一部科目免除者		
受講料	テキスト代	合計	受講料	テキスト代	合計
10,800円	1,404円	12,204円	6,480円	1,404円	7,884円

※一部科目免除の詳細につきましてはお問い合わせください。

3 定員 50名(定員に達し次第締め切らせていただきます。)

4 申込手続

締切日	平成29年7月14日(金)
申込先	〒870-0015 大分市新川西5-2組 板井ビル2階 (一社)大分県労働基準協会大分支部 電話 097-534-7430 FAX 097-594-5110
写真	写真2枚(同一のもの、申込前6ヶ月以内に撮影した縦3.0cm×横2.4cm(運転免許証サイズ)、無背景、上三分身、脱帽、色付きメガネ不可で、裏面に氏名を記入)をご準備ください。
申込書	所定の受講申込書を当支部までご送付ください。 受講申込書は当支部に常備しています。(ホームページ(http://www.oita-tokugi.or.jp)からも取得できます。)
受講料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。 振込の場合その旨を付記してください。 大分銀行 本店 普通3187761 名義 (社)大分県労働基準協会大分支部
修了証等	修了者には修了証を交付いたしますので当日印鑑をご持参ください。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は、払い戻しいたしておりませんので、ご了承ください。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日・本籍地等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。

注1. (安全衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ◇ 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

注2. (衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 上記、注1記載の業種以外の業種

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除一覧

(1) 次の表の左欄に掲げる者は、右欄に掲げる科目を免除することができる。

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除を受けることができる者	免 除 科 目
1 安全管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号 「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」 に基づく安全推進員講習修了者	・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・安全衛生教育
1 衛生管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号 「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」 に基づく労働衛生管理員講習修了者	・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生教育

(2) 一部免除の申請について

免除科目に係る証明証(例・安全推進員講習修了証、労働衛生管理員講習修了証)の写を添付して下さい。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は払い戻しいたしませんので、代わりの方の受講をお願いいたします。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日・本籍地等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。